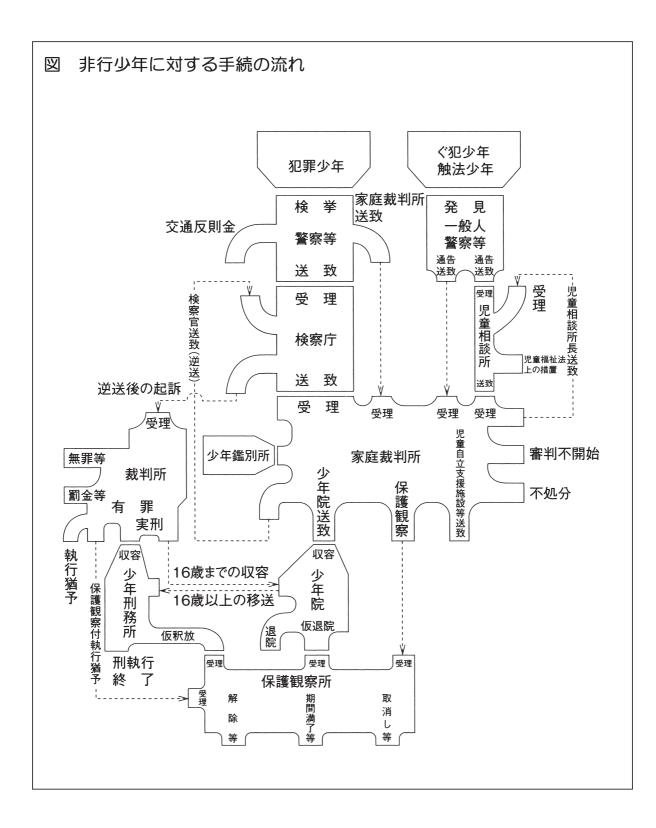
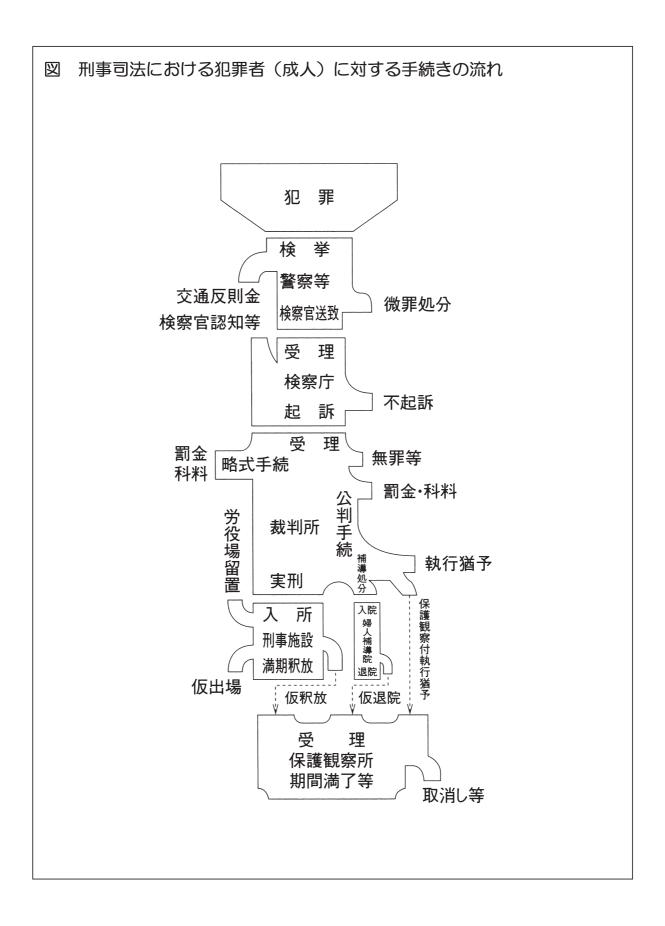
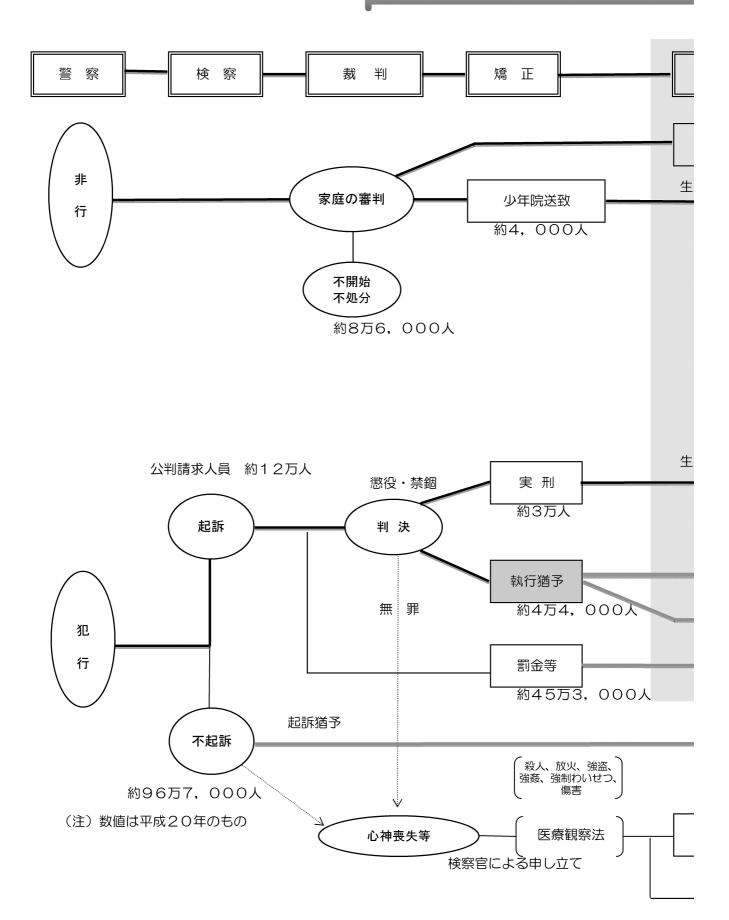
 資料 ① 刑事司法の手続きの流れ ② 矯正施設入所者と更生保護 ③ 地域生活定着支援センターの 事業の概要 	76 81 84
 2.受け入れマニュアル ① 障害福祉施設 編 ② 救護施設 編	87 105 123 141
3. 受け入れのポイント 更生保護施設 編	157

刑事司法の手続きの流れ

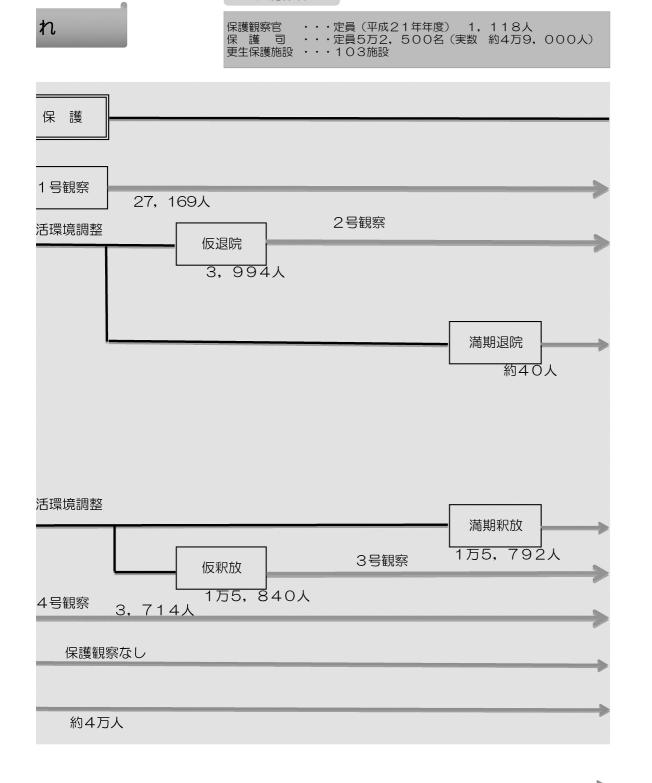


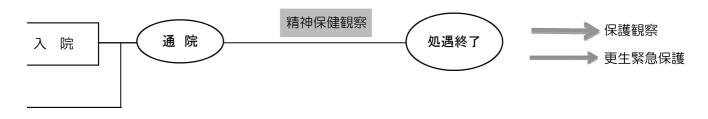


刑事手続・保護処分の流



実施体制





仮 釈 放 等

- □ 仮釈放等の種類
 - 懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設等に収容されている者に対する仮釈放
 - 拘留の刑の執行のため刑事施設に収容されている者又は労役場に留置されている者 に対する仮出場
 - 保護処分の執行のため少年院に収容されている者に対する少年院からの仮退院
 - 補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者に対する婦人補導院からの仮
 退院
- □ 仮釈放や少年院からの仮退院などを許すかどうかは、全国に8つある地方更生保護委員 会が判断します。その許可の基準等は次のとおりとされています。

○ 仮釈放

地方更生保護委員会は、懲役又は禁錮の刑に処せられた者に改悛の状があるときは、 有期刑についてはその期限1/3を、無期刑については10年を経過した後、決定をも って、仮釈放を許す処分をすることができます(刑法第28条、更生保護法第39条第 1項)。

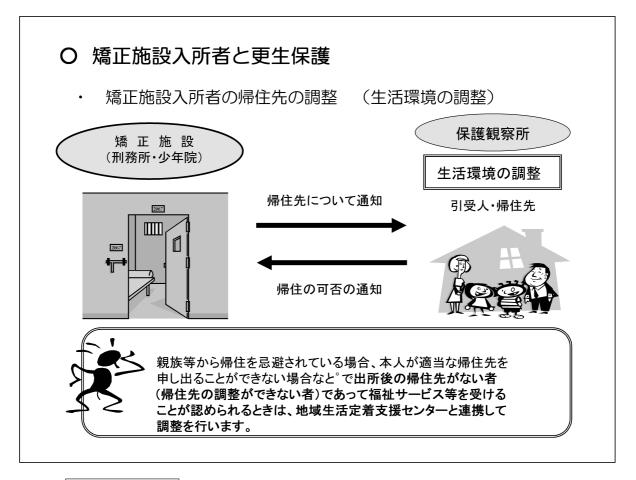
「改悛の状があるとき」を具体化した仮釈放許可の基準として、「仮釈放を許す処分は、 (中略)悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保 護観察に付することが改善更生のために相当であると認められるときにするものとす る。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りではない」 と法務省令で規定されてます。

○ 少年院からの仮退院

地方更生保護委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、 次の場合、決定をもって、仮退院を許します。

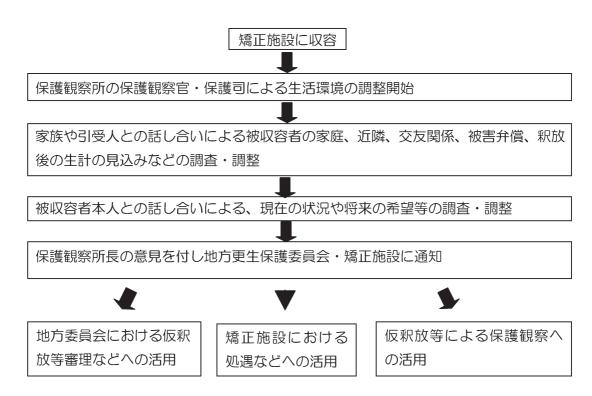
・処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認め るとき

・処遇の最高段階に達していない場合において、その努力により成績が向上し、保護 観察も付することが改善更生のために特に必要であると認めるとき。



生活環境の調整

生活環境の調整は、刑務所や少年院などの矯正施設にいる人の釈放後の帰住環境を調 査・調整し、仮釈放等の審理等の資料等とするとともに円滑な社会復帰を目指すもの です。



〇保護観察の目的・種類

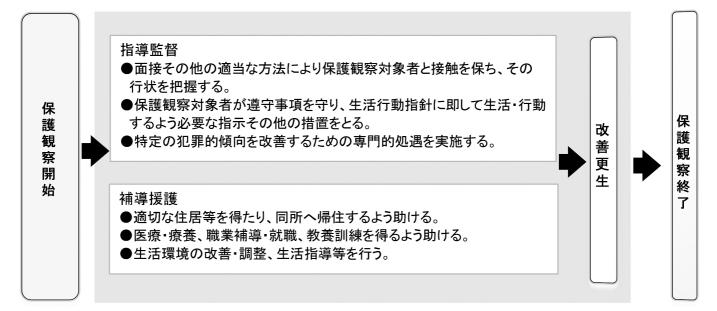
保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として改善 更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人がそ の対象となります。

号 種	保護観察対象者	保護観察の期間	
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間	
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで	
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間	
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間	
5号観察	婦人補導員から仮退院を許された人	補導処分の残期間	

1号観察には処遇方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。

〇保護観察の方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。

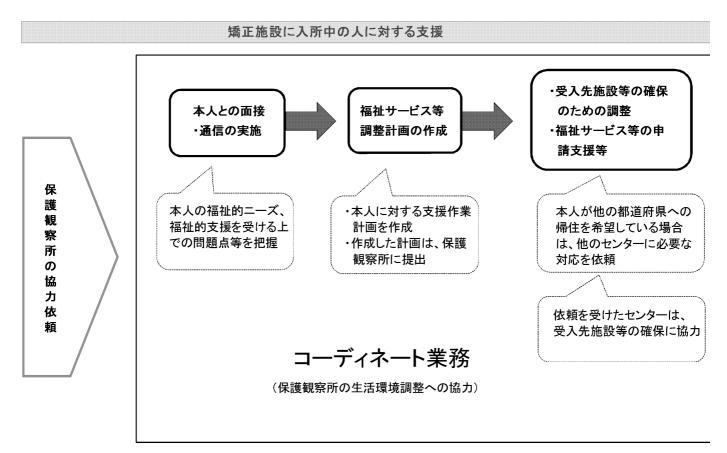


保護観察に付されている人や刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

種 別	対象	期間	措置	の内容
応急の救護	保護観察中の人で、改善更生が妨げられる おそれのある場合	保護観察 期間	 ・食事又は食費の給与 ・医療及び療養の援助 ・帰住の援助 	・宿泊する居室や及び必 要な設備の提供 ・就職の援助や健全な
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の 拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関 する機関等の保護を受けられない、また は、それらのみでは改善更生できないと 認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則とし て6か月 例外的にさ らに6か月 を超えない 範囲で延長 可能	・金品の給貸与	社会生活を営む(適 応する)ために必要 な指導助言の実施

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

地域生活定着支援センターの事業の概要



矯正施設を退所した人に係る支援 先よコー へ更 受入先施設等に対する本人の処遇、 の生 設あデ 福祉サービス等の利用に関する助言 一保 時護 入施 矯 用しト 所設 開た業 ΤĒ フォローアップ業務 施 始 受 ^務 (あっせんした施設へのアフターケア) 設 12 λ か の本 6 相人 Ø 談か 本人の意思等の ・本人又は関係機関等に対する助言 退 6 確認 所 ・福祉サービス等の利用支援等 か関 ら係 相談支援業務 の機 相関 (矯正施設を退所した人に係る福祉的な助言等) 談等



・矯正施設退所後の受入先施設等の確保
(帰住予定地の決定)
・矯正施設退所後直ちに福祉サービス等を利用できるように
するための体制整備

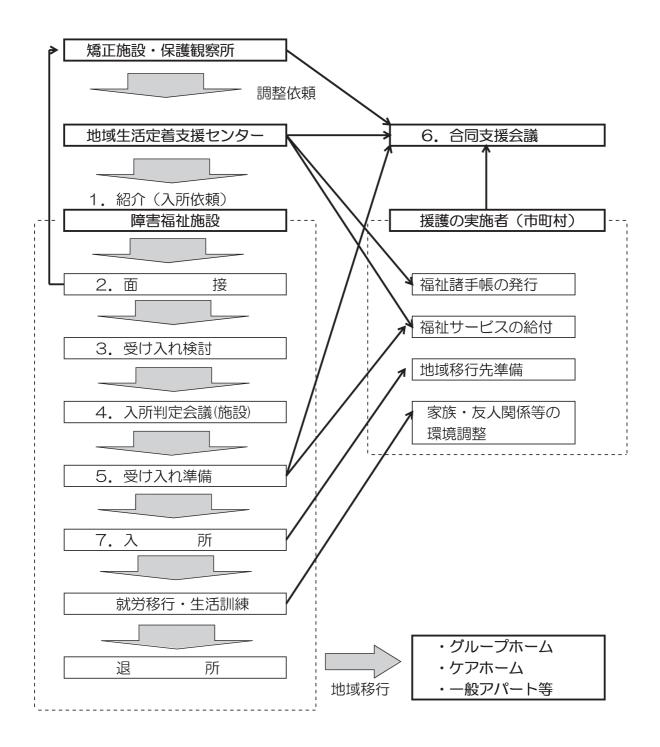
※主な支援対象(特別調整対象者)
矯正施設に入所中であり、以下のすべての要件を満たす人
1 高齢(おおむね65歳以上)であり、又は障害を有すると認められること。
2 矯正施設退所後の適当な住居がないこと。
3 矯正施設退所後に福祉サービス等を受けることが必要と認められること。
4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当と認められること。

- 5 特別調整の対象となることを希望していること。
- 6 特別調整の実施のために必要な範囲内で個人情報を公共の保健福祉に関する 機関等に提供することに同意していること。

関係機関等と	関係機関等との連携		
〇ケース会議、合同支援会議等の開催 個々の利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、 必要に応じて、関係機関等の参加を求め、ケース会議、合同支援会 議を開催する。	〇連絡協議会への参加 業務を行うために必要な情報を交換し、関係機関 等との連携の強化を図るため、保護観察所が開 催する連絡協議会に参加する。		
 ・矯正施設・保護観察所 ・援護の実施者(市町村) ・地域生活定着支援センター ・受け入れ施設 	〇その他日常的な連携 上記のほか、業務の円滑かつ効果的な遂行のた め、平素から、関係機関等との連絡を密に保ち、 社会資源の開拓等に努める。		
・矯正施設入所中に福祉サービスの受給手続きを行います。			



矯正施設を退所した知的障害者の障害福祉施設での受け入れフロー図



1. <地域生活定着支援センターからの紹介>

本人の地域生活での自立を目的とした個別支援計画の作成には、矯正施設や更生保護 官署・地域生活定着支援センターからの情報により積極的な情報共有と連携が必要で す。

受け入れの要請があった場合には、できる限り情報の提供を求めて下さい。

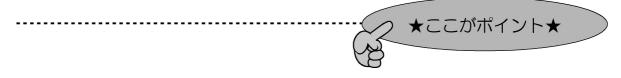
特に、本人が犯罪に至ったと思われる要因、本人の生育歴、矯正施設内での再犯防止のために取り組んだ状況などの情報が必要です。

受け入れ候補者について必要な個人情報

- ① 氏名、男女別、生年月日、年齡
- ② 本籍地、矯正施設入所前の住所地、帰住予定地
- ③ 現入所施設(刑務所・少年院)、居住地(生活実態のある所)、住所地(住民票のある所)
- ④ 本件犯罪(非行)内容本件犯罪に至った要因本件以外の犯罪歴
- ⑤ 期間満了日、仮釈放可能な場合の年月日
- ⑥ 家庭環境 両親/家族、詳細な親子関係/経済状況 身元引受人
 親族又は本人が拒否している理由
- ⑦ 生育歴 幼児時期から主な経歴
 福祉関係の教育・医療・福祉サービスの受給経歴
 養護学校、精神病院、福祉施設の利用経験
 障害者手帳(身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳)
 年 金 等(生活保護、障害基礎年金等)

 ⑧ 心身状態 |Q、検査方法、検査日 病歴 服薬状況 カウンセリングの必要性

- ⑨ 福祉サービスを利用する事についての本人の同意の有無
- 10 入所(通所)型施設利用を必要とする理由
- ① 本人の心のよりどころとなっている者の存在 家族以外で良くも悪くもキーパーソンになる人
- 12 社会人としての更生意欲
- 13 就労意欲/就労特性(受刑中の様子から)
- (4) 所持金(作業奨励金も含む)
- 15 得意なこと・苦手なこと
- 16 受刑中の生活状況
- ① 主な所持品(日常生活に必要な衣類など)



- アセスメント表の作成 必要な情報はまとめて整理しておくことが後の受け入れ決定の際、重要な資料 となります。
- ② 本人面会の機会の確保
 - 面会により、人柄を確認することが出来るため、極めて有効な情報収集の機 会となります。
 - 該当する保護観察所に依頼すれば比較的簡単に実現します。
 - 紹介・依頼があれば少しでも早く面会を調整するようにします。
- ③ 罪名に惑わされない!!

罪名だけ聞くと「とても我々には?」と思いがちですが、犯罪への要因と考えられる状況を調べると、本人だけの問題ではなく、環境さえ整えれば多くは改善されることが多いようです。まずはきちんとアセスメントしてみましょう。受け入れ可否の決定はその後で十分です。

2. <面 接>

本人の障害程度や人物像については、紙面上の情報だけでなく、本人と直接会って、 確認する必要があります。紙面上で足りなかった情報を得ることもできます。さらに、 福祉サービスの説明や本人が利用することについての意思の確認も可能となります。 できれば、段階に応じて複数回実施すると、より効果的です。

- 第1段階 本人の障害、人柄の確認、情報収集、福祉サービスの説明、施設の紹介
- 「まずは顔合わせ」と考え、自分の身分と目的を相手に伝える 第2段階 本人の将来についての希望、施設側が考えている本人への福祉サービ ス計画の説明、本人の福祉サービスを利用することへの意思確認
- 第3段階 本人の施設利用についての最終的な意思確認
- 「準備」

日程調整の依頼(地域生活定着支援センターor保護観察所) 面会の日程調整と面会時の立ち会いの依頼

- ※ どんな質問をすれば良いかは VI. 資料 を参照下さい。
- 「面会」
 - ① 本人や刑務官・CSW(社会福祉士)からの聞き取り調査を通じて、障害程度 を推し測る意味からも重要です。
 - 本人からの聞き取り事項
 - ・ 矯正施設内での暮らしぶり
 - ・ 本人の周辺状況について
 - 出身地・生育歴・家族関係・職歴等
 - 本人の希望
 - 刑務官・CSWからの聞き取り事項
 - ・ 矯正施設内での状況(作業態度・生活態度等)
 - ・ 退所後の考えについて
 - 福祉サービスの紹介
 年金制度・福祉制度の説明
 - ③ 福祉施設利用の紹介
 - 施設の紹介と施設でのサービス内容の説明
 - 福祉施設利用の意思確認

「刑務所担当者からの情報提供」

社会福祉士・精神保健福祉士 ~ 受け入れ施設の実態に即して、入所利用可能かの客 観的な判断や、入所利用にあたって、専門的視点から助言や情報提供を受ける。

- ① 面接の多くは個室で行われます。
 - 保護観察官(1回目は同行)・刑務官が同席することが多いようです。

★ここがポイント★

- 質問者と記録者により複数で行うことが望ましいです。
- 男性刑務所では女性職員はスカートの着用は避けましょう。
- 身分証明証は携帯しましょう。
- 携帯電話については、面会・面接時に持ち込めません。
- ② 聞き取り調査を通じて、障害程度を推し測ることができることから有効です。
- ③ 福祉施設の紹介
 - 障害が故に、言葉や文章等ではなかなかイメージできない場合が多いようです。
 - ・写真やパンフレット等は、本人に渡すことはできませんが、その場で説明する 上で視覚から入るために有効です。
 - O DVD等は、パソコン等を持参することで面接中に見てもらうことは可能とな ることが多くなっています。(要事前確認)
- ④ 福祉施設利用の意思確認
 - 福祉サービスは契約事項であり、最終的な利用に関する確認を取っておくことが 必要不可欠です。また、個人情報提出に関する同意書や各種申請手続き代行の同意 書も必要です。(同意書は資料参照のこと)
 - 本人が将来、どんな夢を持っているか、何をしたいのかということを確認してお くと、個別支援計画を立てる上で有効です。
 - 罪を犯したことを反省しているか、二度とやらないという意思を確認しておくこ とが大切です。(悔悟の念を抱きづらい障害もあります)
 - 本人が障害者としての福祉サービスを受けること自体を拒否する場合があります。契約制度の限界であり、やむを得ないことでありますが、矯正施設職員に再度 福祉サービスの有効性についての説明を依頼することが大切です。
- ⑤ 矯正施設内での暮らしぶりの確認

面会時を利用して、矯正施設から直接本人の生活に関する情報を得る機会になります。

- 生活状況・身体状況・服薬等状況
- 懲罰回数・内容
- 犯罪歴の確認

3. < 受け入れの検討>

(1) 罪名よりは、なぜ罪を犯すに至ったかの要因についての検討

窃盗・暴行等の軽犯罪から、傷害・殺人・放火等の重大犯罪、性犯罪、薬物関係犯 罪など、罪名だけで支援の可否を判断することが起こりがちです。なぜ、罪を犯すに 至ったか、その犯罪が習慣性又は一過性なものなのか等を十分に調査し、その要因を 生活環境の改善により軽減することで再犯に至らず、地域生活支援に繋げることがで きるのかを判断することが必要です。

環境改善により再犯防止できるケースもあれば、医療的なプログラムが必要なケースもあります。そのあたりの見極めも必要です。

(2) 受け入れの基準

受け入れに当たっては、経験・施設の方針などから一定の基準を定め、それぞれ の施設で判断することが必要と思われます。

- (etc)入所の必然性、性別・合併症、出身地(地域移行先の確保)、 施設運営上のリスク
- (3) 援護の実施者の確定

援護の実施者の確定は、地域生活定着支援センターが本人の出身地・住所地・生育 歴を踏まえて関係区市町村との調整に当たります。

福祉サービス受給のためには、援護の実施者となる区市町村との綿密な連携が必要であり、不可欠な要素です。

(4) 仮釈放に関する情報の確認

仮釈放で受け入れることができれば、保護観察期間中は、保護司や保護観察官による支援が期待できるほか、所在地について一定の拘束がありますので、仮釈放されるか否かについて確認が必要です。

この場合、受け入れ施設の施設長等が当面の引受人(形式的なもの)になります。

(5) 福祉施設の所在地の考慮

出身地や住所地・逮捕場所等が福祉施設に近い場合、友人関係や家族関係を考慮す る必要があります。

暴走族や暴力団関係等からの誘いを防ぐ環境も必要です。

★ここがポイント★

- 本人の生活環境のアセスメントを徹底しよう。
 受け入れにあたっての不安が残らないよう、不明な点は徹底して調査することが必要です。
- ② 受け入れ基準は、当初は各施設の経験によって決めていくことも必要です。最初は、 実績・成果を上げながら徐々に困難な対象者を受け入れて地域移行に臨んでいくことも必要です。
 - 入所の必然性(緊急的受け入れ)
 - 帰住先がなくとりあえずの生活の場の確保
 - ・ 所持金が乏しく、年金などの確保が必要
 - 受け入れ環境
 - 性別・合併症
 - ・ 身体障害(バリアフリー等設備関係)
 - 出身地(地域移行先の確保)
 - 軽微な罪名の者からの受け入れ 周囲の理解を得るため

特定の施設だけが受け入れするのではなく、圏域全体の施設間の協力の下で実施 していくことが大切であり、1施設当たり数人の範囲で行うことで、敢えて受け入 れることや受け入れていることを公表する必要はありません。

- ③ 施設サービスの利用方法の検討 利用形態は、単に長期入所型だけでなく、短期利用、グループホーム・ケアホ ーム、又は通所型の利用など本人の状況、家庭環境、日中活動等に合わせて選択 する必要があります。
- ④ 矯正施設に入所中に、福祉サービスの受給手続きを終えることが基本であり、援護の実施者である区市町村の役割は不可欠です。

なお、緊急やむを得ない場合、受入れ後に、特例介護給付費を受給していただくことは可能です。

⑤ 仮釈放等の決定は、各地方更生保護委員会で行われることから、受け入れの意思表 示を受け入れ予定の概ね3ヶ月前までに提示する必要があります。そして、対象者が 生じた場合は、保護観察所と協議して早めに結論を出す必要があります。

受け入れ先の施設長が引受人になることで何らかの責任を問われることはありません。また、福祉制度上の施設利用等に関する契約手続き上の保護者等とは異なります。

⑥ 施設利用後における、再犯の恐れとなるような好ましくない友人関係との連絡に ついては、本人と話し合い、自粛を求めることが必要です。

4. <入所判定(会議)>

本人の情報を勘案し、施設入所が妥当なのかを検討し、施設入所受け入れの決定を行う。

5. <受け入れ準備>

(1) 福祉サービスの受給

アセスメントに基づき確認された福祉ニーズにより、地域生活定着支援センターを 通して援護の実施者の市町村に対して、矯正施設入所中に各福祉サービスの受給のた めの手続きを行うよう依頼しましょう。

- ① 療育手帳申請又は再発行
- 2 障害程度区分申請
- ③ 受給者証・予定サービスの確認
- ④ 障害基礎年金の申請
 生活状況の記入や精神科医の医師意見書が必須なので入所後に行うことが
 望ましいです。申請から決定までに2ヶ月ほどかかります。
- ⑤ 生活保護の申請
 - 申請は矯正施設退所後に行うため、準備をしておき、退所の当日に申請し ます。手続き後、支給まで最低1ヶ月はかかります。
 - 家族の世帯分離が条件となります。
- (2)本人情報の確認

把握できていないことがあれば、合同支援会議時に確認できるよう、あらかじめ 関係機関に依頼しましょう。

生育歴(学歴・職歴含む)、健康状況、服薬状況、所持金の確認、 家族・親族との関わり、など。

★ここがポイント★

- ② 障害程度区分の認定は援護の実施者が確定したら、施設入所時までに調査・給付等 を行えるよう依頼します。
- ③ 受給者証発給が、福祉サービス受給の根拠となります。
- ④ 障害程度区分が施設入所の要件に該当しない場合「訓練等給付(就労移行支援・生 活訓練)での通所できない事情による施設入所」により利用できます。

入所するためには50才未満は障害程度区分4以上、50才以上は 障害程度区分3以上が条件となります。

⑤ 障害基礎年金は受給までに時間がかかり、かつ軽度の知的障害者の場合非該当の可 能性もあります。

このため、福祉施設入所にあたっては、生活保護を申請し、施設利用料・食費・光 熱費・医療費を生活保護の給付で対応し、早期の就労を図り、賃金だけで生活できる よう取り組み、生活保護を返上することを目標とします。

生活保護の受給をいたずらに長期化することは、本人に働かなくとも収入が得られ るということと誤認され、就労意欲の減退につながります。

⑥ 施設入所利用の「就労移行支援又は生活訓練」は、原則2年間の期間であり、その間に地域に移行することを、本人・施設・援護の実施者が自覚して、互いに準備することが大切です。そして、あくまでも、通過施設として位置付けることが大切です。

効果として、(1)本人からみれば、将来への展望が明らかにされる。(2)施設からみれば、個別支援計画に基づく支援が必要とされる。(3)援護の実施者からみれば主体的にかかわらなければならない。等が挙げられます。

(3)「受け入れに関して」

① 生活場所の設定

施設内での具体的な生活場所を決める。(個室or数人部屋) 矯正施設で規律の厳しい生活を送っていることから、生活寮等での団体生活

- は、比較的違和感なく受け入れることができるようです。
- ② 職員の研修

生活場所や日中活動で関わる職員に対する研修を行う。

- ・ 罪名から推測される人物像と実像のギャップなどを事前に学ぶ。
- ・ 重度施設の場合、軽度障害者の特徴やその支援についても学ぶ必要が ある(性の問題等)。
- ※ 実際に先駆的に取り組んでいる福祉施設・更生保護施設・刑務所・少年院 の見学に行ったり、講演会を開催して実態を周知する必要があります。 (補助制度有り)
- ③ 日中活動等について仮の個別支援計画策定
 - 入所時から地域移行までのおおよその計画を作成します。
 - 障害者自立支援法上、本人との契約が必要となります。
- ④ 地域移行先の調整と確認
 援護の実施者と事前に調整・協力依頼しておくことで、地域移行がスムーズに行えます。
 - アパートでの自立(出身地・施設周辺)
 - グループホーム等福祉施設(出身地・施設周辺)
- ⑤ 入所当日の日程の作成(詳細は「当日」の欄を参照) 送迎についての確認、緊急更生保護の活用、住民登録。
- ⑥ 入所時の確認事項利用契約、荷物の搬入等。
- ⑦ 入所後の当面の予定健康診断、預金口座作成、日中活動への導入。
- ⑧ 入所後の生活費について

生活保護が認定されると、日常生活費(施設入所の場合23,000円前後) が、矯正施設退所日に遡及して支払われます。それまでの間は、ほとんどの利用 者は所持金がないことを想定しておく必要があります。

★ここがポイント★

- 他の入所利用者の地域移行同様、徐々に施設生活に慣らしながら、本人のニーズを確認することが必要です。
- ② 居室はショートステイ用などの個室を用意し、自己管理が出来る環境と、落ち着いて 安心できる場を設けることが大切です。
- ③ 全職員がこの事業の必要性を理解していることが重要です。
 - 矯正施設の利用者の実態を学ぶ上で、映像で視覚に訴えていくことが有効です。

「〇〇刑務所の特集」「〇〇での日々〜知的障害者の社会復帰を支えて」など、 」のぞみの園所有。

- 施設保護者会のみなさんにも理解が必要であり、職員同様の説明会の開催は必要 かと思われます。
- ④ 契約自体は責任能力があると判断されますので、本人との契約になります。
 ただし、名目的でも家族の中から保護者等となりうる者に区市町村を通して依頼する

 努力は欠かせません。

6. <合同支援会議>(地域生活定着支援センター主催)

入所を決定した場合には、早急に地域生活定着支援センターに、合同支援会議の開催を依頼し、関係者が情報を共有し、本人の地域移行をめざして、協力する必要があります。 * (別紙:「合同支援会議様式」参照)

「準備」

 日程調整依頼: 日時・場所等
 参加者確認: 保護観察所、矯正施設、地域生活定着支援センター、 援護の実施者(区市町村)、受入予定福祉施設
 本人情報の依頼(過去のデータからの不足分)

「会議内容」

協議事項

- ① 本人の状況について(矯正施設)の確認
 - 矯正施設内での本人の生活状況について
 - 日中活動・健康状態・内服薬状況等
- ② 個人情報等についての確認
 生育歴、家族状況、犯罪歴、犯罪状況等
 ※ 特に市町村からの情報が有効です。
- ③ 保護観察期間について (保護観察所) * 仮釈放の場合
 - 保護観察期間の有無
 - 保護観察所担当者の確認
 - 保護司設置の有無等
 - 遵守事項について特別遵守事項の有無等
 - 〇 本人への面接予定・実施方法等
- ④ 福祉サービス等の受給について (援護の実施者)
 - の 療育手帳について
 事前に依頼した申請状況と区分等
 - 障害程度区分認定について調査・決定の日程・予想区分等
 - 障害福祉サービス支給内容について
 生活介護・就労移行支援・施設入所支援等
 - 所得保障について生活保護の受給に向けた区市町村との調整
 - 本人所持金等の確認

- ⑤ 利用契約上の保護者等の確定について
 - 〇 家族の中に保護者となる者が特定できるか、できない場合については行政が 代わりに行うのかを確認します。
 - 成年後見制度の活用
- ⑥ 健康保険加入状況・支払い状況等
- ⑦ 住民異動届手続きについて
 - 現住所地の確認
 - 退所時に合わせて転出届の依頼
- ⑧ 今後の個別支援計画について(受け入れ予定福祉施設)
- ⑨ 福祉施設での支援計画について
 - 利用期間について (有期限:最長2年まで)
 - 施設生活・日中活動等について
 - ※ 上記支援計画については、矯正施設内での生活の様子等からの留意事項を得て おくことは重要です。
 - ※ 福祉施設退所後の生活場所について、行政との確認することが必要です。
- 10 矯正施設の退所時の対応について
 - 退所日時の確認(保護観察所)
 - 福祉施設入所時立ち会い(行政・保護観察所)
 - 利用契約等について(援護の実施者)

7. <入 所>

「準備」

① 施設入所日(退所・退院日)の日程等の確認を地域生活定着支援センターに依頼 「退所、退院日時、引き取り場所、立会人等の有無、」

し送迎者、方法、スケジュール(経路等)

- ② 入所時準備品の確認
 - 内服薬

本人に服薬がある場合には、事前に保護観察所を通じて、服薬内容の照会を行う。

※ 医療情報等が必要な場合は、保護観察所を通じて矯正施設に依頼する。

- 住民票(転出届) ─── 当該市町村へ依頼
- 福祉諸手帳
- 印鑑(諸手続に使用)
- 「当日」
 - ① 住民登録
 - 転出届を持って本人同行で行う
 - 通常は施設の住所地になる *住民票を取得して、預金□座開設に使用する。
 - 2 利用(入所)契約
 - 契約書の締結(本人及び保護者・後見人)
 - 行政の立ち会い(契約確認)
 - 所持金等の受け渡しの確認(行政)
 - ③ 入所時面接

施設長又は、受け入れ担当者との面接を行い、施設生活での約束事を明確にする。

※ 更生緊急保護について

本人に所持金等がない場合、本人が退所・退院時に保護観察所へ行き、書類を 作成し、保護を申し出ることで、保護観察所の判断により本人の改善更生のため に必要かつ相当な限度において金品を給貸与等の行う仕組みがある。

- 「入所後」
 - ① 健康診断

当日か入所後、早急に行うことが望ましい。保健所等で行うことも可能(基本的に有料)。

- ② 預金口座作成
 - 生活保護費等の振り込みに必要
 - 本人の意思の確認が出来ることと自分の名前をサインできることが必要
 - キャッシュカードを作っておくと後で便利(近くに金融機関がない場合等)

入所時面接では施設長から最初に守るべきことを確認することが必要です。
 の約束事は2つ程度でよく覚えられることを選びます。

- 1)無断で施設外に出て行かないこと。
- 2) 矯正施設に入った原因のことは二度としないこと。 (人の物を盗まない、女性が嫌がることはしない等)

○ 仮釈放の場合は、保護観察期間として、保護司・保護観察官からの指導、他に も約束事があることをも伝え、守らなければ、仮釈放の取消しを検討しなければ ならない状況であることについて、保護観察所に伝えることを明言します。

★ここがポイント★

② 本人の担当職員を決め、困りごとや相談などの対応に当たります。 まずは安心した生活の場の確保から始まりますので、自分の存在が認められていること、味方になってくれる職員が居ることから始めて下さい(キーパーソンの存在)。

要求の窓口を一本化することが、本人の混乱を防ぐことにつながります。

- ③ 国民健康保険の減免措置の申し入れを行います。 矯正施設入所期間中における、未納保険料(延滞金を含む)については、区市町 村に対して減免措置を取るよう申し入れを行います。
- ④ 借金があることが入所後に分かる場合があり、弁護士等との対応策が必要となりま す。
- **⑤** 矯正施設に入る前の友人関係には、連絡を取ることは控えさせます。

その他 入所時の本人に関わる経費

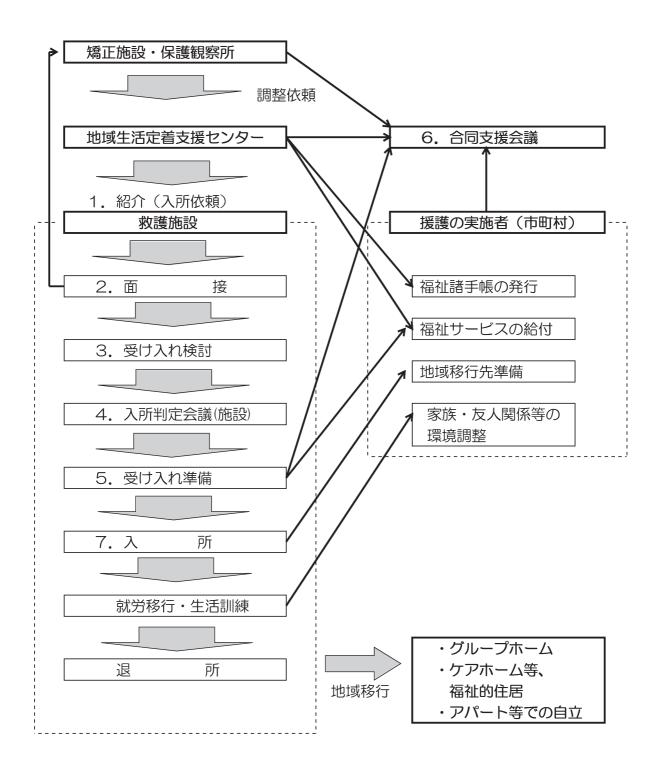
施設入所後、障害基礎年金又は、生活保護の受給前は下記の経費が自己負担として考えられます。預貯金も無く生活困窮であるだけに施設として方針決定が必要です。

原則的には、年金等の給付が始まるまで施設の立替又は援助が必要となります。 「地域生活移行個別支援特別加算」の活用などの検討が必要です。

- (1) 矯正施設退所日
 - ① 交通費(本人)公共交通機関
 - ② 転入届·住民票取得
 - ③ 保険料(延滞料)
 - ④ 印鑑
- (2)施設入所後
 - ① 健康診断料
 - ② 診断書作成料(自立支援医療申請用)
 - ③ 年金申請に係る証明書(住民票・所得証明)等の発行手数料
 - ④ 心身障害者総合補償制度保険金(AIU)
 - ⑤ 預り金管理サービス料
 - ⑥ 生活用品購入費
 - ⑦ 小遣い
 - ⑧ 職場実習(トライアル雇用)通勤に係る交通費
 - ⑨ 食費・光熱費
- (3)施設見学(移行先事業所)
 - ① 施設見学に係る費用(交通費)
 - 2 宿泊体験費用(宿泊費)
 - ③ 職場実習(通勤に係る交通費等)
- (4) 地域移行
 - ① 移行先までの本人の交通費
 - ② 銀行口座開設・行政手続きに係る費用



矯正施設を退所した知的障害者の救護施設での受け入れフロー図



1. <地域生活定着支援センターからの紹介>

本人の地域生活の自立を目的とした個別支援計画の作成には、矯正施設や更生保護官署・地域生活定着支援センターからの情報により積極的な共有が必要です。

受け入れの要請があった場合には、できうる限り情報の提供を求めて下さい。 特に、本人が犯罪に至った要因、本人の生育歴、矯正施設内での再犯防止のために取 り組んだ状況などの情報が必要です。

受け入れ候補者について必要な個人情報

- ① 氏名、男女別、生年月日、年齢
- ② 本籍地、矯正施設前の住所地、帰住予定地
- ③ 現入所施設(刑務所·少年院)
- ④ 本件犯罪(非行)内容本件犯罪に至った要因
- ⑤ 期間満了日、仮釈放可能な場合の年月日
- ⑥ 家庭環境 両親/家族、詳細な親子関係/経済状況
 身元引受人
 親族又は本人が拒否している理由
- ⑦ 生育歴 幼児時期から主な経歴
 福祉関係の教育・医療・福祉サービスの受給経歴
 養護学校、精神病院、福祉施設の利用経験
 障害者手帳(身障手帳・療育手帳・保健福祉手帳)
 年 金 等(生活保護、障害基礎年金等)

 ⑧ 心身状態 |Q、検査方法、検査日 病歴 服薬状況 カウンセリングの必要性

- ⑨ 福祉サービスを利用する事についての本人の同意の有無(原則)
- 10 入所(通所)型施設利用(措置)を必要とする理由
- ① 本人の心のよりどころとなっている者の存在 家族以外で良くも悪くもキーパーソンになる人
- 12 社会人としての更生意欲
- 13 就労意欲/就労特性(受刑中の様子から)
- (4) 所持金(作業奨励金も含む)
- 15 得意なこと・苦手なこと
- 16 受刑中(入所中)の生活の様子
- ① 主な所持品(日常生活に必要な衣類など)
- ① アセスメント表の作成 ★ここがポイント★
 - 必要な情報はまとめて整理しておくことが後の受け入れ決定の際重要な資料と なります。
- ② 本人面会の機会
 - 面会により人となりを確認することが出来る、極めて有効な情報収集の機会と なります。
 - 当該の保護観察所に依頼すれば比較的簡単に実現します。
- ③ 罪名に惑わされない!!

罪名だけ聞くと「とても我々には?」と思いがちですが、犯罪への要因と考えら れる状況を調べると、本人だけの課題ではなく、環境さえ整えれば改善されること が多いようです。まずはきちんとアセスメントしてみましょう。受け入れ可否の決 定はその後で十分です。

2. <面 接>

本人の障害程度や人物像については、紙面上の情報だけでなく、本人と直接会って、確認 する必要があります。また、面接の中で足りなかった情報を得ることもあります。さらに、 福祉サービスの説明や本人が利用することについて確認も可能となります。

できれば、段階に応じて複数回実施すると、より効果的です。

- 第1段階 本人の確認、情報収集、福祉サービスの説明
- 第2段階 本人の将来についての希望、施設側が考えている本人への福祉 サービス計画の説明、本人の福祉サービスを利用する意思の確認
- 「準備」

日程調整の依頼(地域生活定着支援センターor保護観察所) 面会の日程調整と面会時の立ち会いの依頼

- ※ どんな質問をすれば良いかは Ⅵ. 資料 を参照下さい。
- 「面会」
 - 本人や刑務官・CSW(社会福祉士)からの聞き取り調査を通じて、障害程度を 推し測る意味からも重要です。
 - 本人からの聞き取り事項
 - ・ 矯正施設内での暮らしぶり
 - ・ 本人の周辺状況について
 - ・ 出身地・生育歴・家族関係・職歴等
 - ・ 本人の希望
 - 刑務官・CSWからの聞き取り事項
 - 矯正施設内での状況(作業態度・生活態度等)
 - ・ 退所後の考えについて
 - ② 福祉サービスの紹介

年金制度・福祉制度の説明

- ③ 福祉施設利用の紹介
 - 救護施設の説明 生活保護制度の説明 施設でのサービス内容の説明
 - 福祉施設利用の意思確認

(措置であっても原則同意を重視しています。)

「刑務所担当者からの情報提供」

社会福祉士・精神保健福祉士 ~ 受け入れ施設の実態に即して、入所利用可能かの 客観的な判断や、入所利用にあたって、専門的視点から助言や情報提供を受ける。 ① 面接は多くは個室で行われます。

○ 保護観察官(1回目は同行)・刑務官が同席することが多いようです。

★ここがポイント★

- 質問者と記録者により複数で行うことが望ましいです。
- 男性刑務所では女性職員はスカートの着用は避けましょう。
- 携帯電話については、面会・面接室に持ち込めません。
- ② 聞き取り調査を通じて、障害程度を推し測ることができることから有効です。

③ 福祉施設の紹介

- 障害が故に、言葉や文章等ではなかなかイメージできない場合が多いです。
- ・ 写真やパンフレット等は、本人に渡すことはできませんが、その場で説明する上で視覚から入るために有効です。
- O DVD等は、パソコン等を持参することで面接中に見てもらうことは可能となる
 ことが多くなっています。(要事前確認)
- ④ 福祉施設利用の意思確認
 - 福祉サービスは措置制度ですが、最終的な利用に関する確認を取っておくことが必 要不可欠です。
 - 本人が将来、どんな夢を持っているか、何をしたいのかということを確認しておく と、個別支援計画を立てる上で有効です。
 - O 罪を犯したことを反省しているか、二度とやらないという意思を確認しておくこと が大切です。(悔悟の念を抱きづらい障害もあります)
 - ○本人が障害者としての福祉サービスを受けること自体を拒否する場合があります。
 契約制度の限界であり、やむを得ないことでありますが、矯正施設職員に再度福祉サービスの有効性についての説明を依頼することが大切です。
- ⑤ 矯正施設内での暮らしぶりの確認

面会時を利用して、矯正施設から直接本人の生活に関する情報を得る機会になります。

- 生活状況・身体状況・服薬等状況
- 懲罰回数・内容
- 犯罪歴の確認